

資料1-6

パブリック・コメントで提出された意見と それに対する県の考え方(案)

都市政策課

パブリックコメント手続の実施概要

- 意見募集案件名 : 「福祉のまちづくり基本方針」の改定案
- 意見募集期間 : 令和7年12月26日～令和8年1月15日(21日間)
- 意見募集の方法
兵庫県ホームページ及び県民情報センターに改正案を掲載
この旨を記者発表及び関係団体に依頼することにより周知
- 意見提出の方法
電子メール、FAX、郵送又は直接持参
- 意見等の提出件数
14件(3名)
- 対応の分類
 - 【意見を反映】(一部反映を含む。) …… 3件
 - 【既に盛り込み済】 …… 1件
 - 【今後の検討課題】 …… 3件
 - 【制度運用で対応】 …… 3件
 - 【その他】 …… 4件

(1) 「建築物」のユニバーサル化の推進に関する意見

	意見等の概要	県の考え方(案)
1	<p>チェック&アドバイスにおいて、利用者アドバイザーとして助言を行うことがある。</p> <p>最終的に報告書にまとめられるが、自分の発言が最終的にどのように記載されたか気になる。</p> <p>については、<u>報告書や自分が携わっていない「チェック&アドバイス」の事例について、何らかの形で具体的な意見を共有してもらえる機会があればいい</u>と思う。</p> <p>そうすることで、利用者アドバイザーのスキルアップやスパイラルアップにつながっていくのではないかと。</p>	<p>【既に盛り込み済】</p> <p>チェック&アドバイスで得られた<u>知見を共有することは重要</u>であると認識しており、<u>基本方針においても記載</u>しています。(参照P9)</p> <p>今後、チェック&アドバイスの報告書については、アドバイザーを養成する研修において共有するなど、<u>アドバイザーのスキルアップにつながるような取組を検討</u>します。</p>
2	<p><u>福祉のまちづくり条例</u>について、一般的な情報提供については書かれていますが、アクセシブルな情報コミュニケーション(字幕・手話・読み上げ等)の明示がなされていません。</p> <p><u>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法、手話施策推進法を反映してください。</u></p> <p>情報通信環境の整備として、平常時から情報アクセシビリティ・コミュニケーションを整備してください。緊急時に備え、平常から誰もが充電できるソーラー充電スタンド(メリケンパークに1基あり)を増やしてください。</p>	<p>【その他】</p> <p>情報アクセシビリティの確保については、本県のユニバーサル社会づくりの推進に関する条例に基づく「ユニバーサル社会づくり総合指針」において基本理念や施策の基本的方向を定め、取り組んでいます。</p> <p>なお、<u>今回の改定においても事業者の役割として情報のインフラ整備に努める旨を記載</u>しています。</p>

(1) 「建築物」のユニバーサル化の推進に関する意見

	意見等の概要	県の考え方(案)
3	<p>福祉のまちづくり条例施行規則について、次のとおり改正してください。</p> <p>(固定式の観覧席等) 集団補聴設備等の難聴者の聴力を補うための設備を設けるものであること。 →<u>設備が使用できる座席数やエリアを一定数以上とするよう、明記してください。</u>また、その場所について、ホームページや現地での周知及び現地での座席の確保を行い、常時使用できるよう、環境の整備が必要です。</p> <p>(ホテル等の客室) 客室の総数が 50 室以上のホテル等にあつては、<u>客の来訪及び非常時の情報</u>を、点灯及び音声により知らせるための装置を備えた客室を 1 以上設けること。 →就寝中は点灯に気付くことができないため、逃げ遅れます。<u>振動で知らせる装置が必要</u>です。</p> <p>(エレベーター) →<u>スマートフォンや携帯電話の電波の確保を追加</u>してください。 災害でエレベーターが止まった時、状況確認のためにも、連絡のためにも電波は必要です。</p>	<p>【今後の検討課題】 今後、「福祉のまちづくり条例施行規則」や「施設整備・管理運営の手引」について見直しを行う際に参考とさせていただきます。</p>

(2) 「まち」のユニバーサル化の推進に関する意見

	意見等の概要	県の考え方(案)
4	鉄道駅の無人化が予定されている場合は、無人駅ガイドラインを参考に、電車を利用できないことにならないよう、事業者の整備を確認してください。	【制度運用で対応】 国が策定した「駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン」の内容を踏まえた対応を行うよう、 <u>鉄道事業者に対して定期的に周知</u> します。
5	全国の差別的取扱い事例を全ての交通事業者に提供し、 <u>当事者講師による接遇研修(座学・実地)の実施</u> を推進してください。	【制度運用で対応】 国が策定した「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」や「接遇研修モデルプログラム」では、 <u>差別的取扱いの事例や障害のある当事者講師による研修が紹介されており、これに基づいた研修を実施</u> するよう、交通事業者に働きかけます。

(2) 「まち」のユニバーサル化の推進に関する意見

	意見等の概要	県の考え方(案)
6	<p>バリアフリー基本構想など「<u>エリアごとに区切ること</u>」について、<u>近頃疑問に感じてきた</u>。</p> <p>人の多く集まるところを優先すること自体は理解するが、日常生活はエリア内で完結するわけではないので、圏内から外れた場所との整備状況に差ができることになる。</p> <p>実際、県道沿いの歩道が極端に狭く坂道もある場所で、近年、地域住民と有識者とを交えたまち歩きが行われ、参加者が改めて危険性を指摘・実感した例もある。</p> <p>については、<u>基本構想のエリアを意識されることなく、歩道の確保をされた上で、整備できる場所から少しでも早く進めていただくことが重要である</u>、と感じている。</p>	<p>【その他】</p> <p>優先順位を設けずにエリアを限定しないまま整備を進めると、移動経路の途中で未整備区間が生じるなど、局所的で広がりのないバリアフリー化にとどまるのが危惧されます。</p> <p>よって、<u>エリアごとにバリアフリー化を進めるとともに、エリア間をつなぐ経路をバリアフリー化することで、まち全体で広がりのあるユニバーサル化を実現することになると考えています</u>。</p>

(3) ハード整備を補完する「ソフト施策」の推進に関する意見

	意見等の概要	県の考え方(案)
7	<p>「ICT化で利便性が低下する人(タッチパネルは視覚障害があると利用できない等)がいることを理解し、<u>必要に応じて人的対応などの合理的配慮を行います。</u>」とありますが、「合理的配慮」は当事者からの求めの都度提供するものであり、タッチパネルが利用できないという状況は、明らかに「環境整備の欠落」です。</p> <p><u>この場合、「合理的配慮」ではなく、「環境整備」として組織的にスタッフの教育等を行う必要があります。</u></p> <p>よって、「ICTで利用できない人(タッチパネルは視覚障害があると利用できない等)がいることを事業者は従事者を教育し配置する。」と修正する必要がある。</p>	<p>【意見を反映】 (参照▶P20)</p> <p>「一方で、ICT機器を使えない人(例:視覚障害のためにタッチパネルが操作できない人)の利用を考慮し、<u>従業員への教育や案内方法の工夫、代替手段の用意など、利用しやすい環境づくりに努めます。</u>」に修正します。</p>
8	<p>電話リレーサービス「ヨメテル」はいたずら電話ではないことを県民に広く周知してください。</p>	<p>【今後の検討課題】</p> <p>県のホームページに掲載する等、広く県民に周知することを検討します。</p>

(3) ハード整備を補完する「ソフト施策」の推進に関する意見

	意見等の概要	県の考え方(案)
9	<p>各地域での避難訓練の際、障害者団体にも連絡し、参加を求めてください。</p> <p>また、避難所となる公共施設の管理者に、避難所での公平な情報提供などの研修をしてください。</p>	<p>【その他】</p> <p>防災訓練や津波一斉避難訓練の対象地域では、社会福祉施設や団体に訓練協力を求め訓練に参加いただいています。今後も関係機関団体に対し訓練協力を積極的に呼びかけていきます。</p> <p>また、避難所管理運営指針において、視覚障害者や聴覚障害者の方には、拡声器や電光掲示板等を用いての情報提供に努めることとしています。</p> <p>避難所を管理運営する市町には、避難所訓練を行う際は災害時要配慮者への情報伝達手段についても実践するよう周知します。</p>
10	<p>ヘルプマークだけではなく様々な福祉マークの普及を進めてください。</p> <p>特に聴覚障害者の場合、ヘルプマークではなく耳マークを使用しているケースが多いです。</p>	<p>【意見を反映】（参照▶P23）</p> <p>本文を「ヘルプマーク等」に修正するとともに、耳マークも例示しました。</p> <p>なお、障害のある方や配慮が必要な方に関するマークについては、耳マークを含め、県ホームページに掲載し、周知を図っているところです。</p>

(3) ハード整備を補完する「ソフト施策」の推進に関する意見

	意見等の概要	県の考え方(案)
11	福祉機器展をNPO団体との協働で開催してください。	【今後の検討課題】 障害のある人の移動支援に役立つ機器等の展示については、兵庫県立福祉のまちづくり研究所において実施しており、幅広い情報発信について関係部局等と連携し検討します。
12	「緊急情報、防災気象情報、避難情報等を伝達手段の複数化(音声と文字、紙面とHPなど)や、多言語化に配慮して情報を発信します。」とありますが、 <u>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、命に関わる緊急情報等を「配慮」で行うのではなく、確実に本人にとって有効な形で情報が届くよう、取り組んでください。</u>	【意見を反映】 (参照▶P25) <u>「緊急情報、防災気象情報、避難情報等の生命に関わる情報について、伝達手段の複数化(音声と文字、紙面とHPなど)や、多言語化などにより、確実に伝わるよう情報発信します。」</u> に修正します。
13	「兵庫ゆずりあい駐車場」について、 <u>そこにしか停められない人専用であることを周知</u> し、心のバリアフリーを推し進めてください。 また、店内入口から遠いと歩行が難しい方のために、店内入口近くに乗降エリアをつくることや、遠い駐車場所から車椅子を使えるよう貸し出すなどの環境の整備も推進してください。	【制度運用で対応】 <u>「兵庫ゆずりあい駐車場」の適正利用に向けて、利用対象者が必要な時に利用することができるよう、引き続き制度周知に努めていきます。</u>

(4) その他の意見

	意見等の概要	県の考え方(案)
14	<p>補装具として補聴器が原則片耳のみ支給とされている制度につき、現在の医学エビデンスに基づく見直しを行ってください。</p> <p>両耳に補聴器を支給され以後症状が変わっていないなくても、次の更新時に「原則片耳のみ」が繰り返されていることを調査し、改善してください。</p>	<p>【その他】</p> <p>制度のあり方については、引き続き、国の動向を注視していきます。</p> <p>なお、補装具費の支給対象となる補装具の個数は、厚生労働省の「補装具費支給事務取扱指針」に基づき、原則として1種目につき1個で、身体障害者・児の障害の状況や障害特性を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、2個とすることができるとされています。</p>